（日本農林規格等に関する法律等に規定する検査身分証明書の様式を定める省令の一部改正）

第四条　日本農林規格等に関する法律等に規定する検査身分証明書の様式を定める省令（平成三十一年農林水産省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分を加える。

改正後	改正前
次の各号に掲げる法律の規定による検査の際に、農林水産省の職員（沖縄総合事務局において、地方農政局において所掌することとされている事務に従事する職員を含む。）が携帯するその身分を示す証明書は、他の法令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。 一・二　（略） 三　主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第五十二条第一項及び第二項 四～七　（略）	次の各号に掲げる法律の規定による検査の際に、農林水産省の職員（沖縄総合事務局において、地方農政局において所掌することとされている事務に従事する職員を含む。）が携帯するその身分を示す証明書は、他の法令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。 一・二　（略） 三　主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第五十二条第一項 四～七　（略）

別記様式を次のように改める。

別記様式

表面

第　　号

身分証明書

写真

官職
氏名
生年月日　　年　　月　　日
発行年月日　　年　　月　　日

上記の者は、日本農林規格等に関する法律等に規定する検査身分証明書の様式を定める省令に規定する法律の規定に基づく検査に従事する者であることを証明する。

農林水産大臣